

就学援助制度のお知らせ（平成24年度）



札幌市教育委員会

さっぽろ市
05-S01-11-1506
23-5-373

札幌市では、お子さまが小・中学校に通学するうえで経済的な理由によりお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

援助を希望される方は、次の説明をお読みのうえ、学校へお申し込みください。

平成23年度に就学援助を受けている方も、あらためて申請書を提出していただく必要があります。

ただし、生活保護を受けている方は申請書を提出していただく必要はありません。

＜援助の対象となる方＞

1 平成23年度または平成24年度において、次のいずれかに該当する方

該当理由	注意事項
(1) 生活保護が廃止または停止になった方	・生活保護受給時と世帯構成が変更となっている場合は、この理由では申請することができません。
(2) 児童扶養手当を受給している、もしくは受給していた方	・世帯構成が変更となったことにより児童扶養手当が受給できなくなった方は、この理由では申請することができません。 ※児童扶養手当とは、主にひとり親家庭（母子、父子）に対して支給される手当です。子ども手当、特別児童扶養手当のみを受給している場合は対象外です。
(3) 世帯全員の市町村民税が非課税または全額減免である方	・同一年度に世帯全員が非課税である必要があります。 ・土地建物や株式等、資産の売却や譲渡に伴う損失計上や住宅取得控除による場合は除きます。
(4) 個人事業税が全額減免された方	・災害等により、個人事業税が全額減免となった方
(5) 各区社会福祉協議会において、新たに生活福祉資金のうち福祉費（生業費・技能習得費・技能習得等支度費）の貸付を受けた方	—————

2 上記1に該当しない場合で、平成23年1月から12月までの世帯全員(注1)の収入(パート収入を含み、各種年金収入は含まない)の合計額が下記限度額以下の方(注2)

(単位:千円)

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人
持ち家または自家用車所有(特別限度額)(注3)	2,645千円	3,276千円	3,531千円	3,957千円	4,591千円	5,418千円
給与収入のみの世帯(給与総支払金額)(注4)	2,645千円	3,276千円	3,531千円	3,957千円	4,591千円	5,418千円
給与以外の収入のある世帯(所得金額)(注5)	1,670千円	2,113千円	2,289千円	2,624千円	3,130千円	3,792千円
上記以外(一般限度額)	2,771千円	3,432千円	3,699千円	4,146千円	4,810千円	5,676千円
給与収入のみの世帯(給与総支払金額)(注4)	2,771千円	3,432千円	3,699千円	4,146千円	4,810千円	5,676千円
給与以外の収入のある世帯(所得金額)(注5)	1,757千円	2,222千円	2,416千円	2,775千円	3,306千円	4,000千円

注1 世帯全員とは、血縁であるにかかわらず、同居している方全員のことを指します。

また、保護者等家計を支えている方が、出稼ぎまたは単身赴任等により別居している場合も、同一世帯とみなし、その方の収入も世帯収入に含むことになります。

注2 特別支援学級(校)に通学又は通級指導教室に通級しているお子さま(兄弟姉妹を含む)のいる世帯の基準については、上記基準とは異なります。詳細については、学校にお尋ねください。

注3 特別限度額を超えているが、下記の理由で自家用車が必要不可欠である場合は、下記の証明書を添付いただくことにより、一般限度額が適用となります(ただし、自宅が持ち家の方は対象となりません)。

- ・早朝、深夜勤務があるなど公共交通機関による通勤が困難である……… 会社が発行する勤務時間、業務内容が明記された証明書
- ・身体に障がいがあるなどの理由により交通用具として必要である……… 身体障がい者手帳などの写し
- ・保育所に通うお子さまなどの送迎に使用する……… 勤務時間、送迎の経路等を申請書に記載してください

注4 給与総支払金額とは、源泉徴収票の「支払金額」のことをいいます。

注5 所得金額とは、所得税の確定申告書の「所得金額の合計」のことをいいます。

3 その他、経済的理由により、特に援助が必要であると認められる方

最近退職されて現在も引き続き無職の方、世帯状況の変化（死亡、離婚等）や特別な事情（病気、火災、事故等）により経済的に困りの方。

※ 申請に際して離職票等の証明書類を提出していただきます。詳細は申請書添付の説明書を参照してください。

※ 住宅ローン等の債務の返済については考慮できません。

<援助の種類>

援助の種類	対象者	援助の内容									
学用品費等	認定された方全員	<table border="0"> <tr> <td>小学校1年生</td> <td>12,610円</td> <td rowspan="4"> 4月認定の場合の年額 ※年度途中から認定の場合には月割り </td> </tr> <tr> <td>小学校1年生以外</td> <td>14,780円</td> </tr> <tr> <td>中学校1年生</td> <td>23,880円</td> </tr> <tr> <td>中学校1年生以外</td> <td>26,050円</td> </tr> </table>	小学校1年生	12,610円	4月認定の場合の年額 ※年度途中から認定の場合には月割り	小学校1年生以外	14,780円	中学校1年生	23,880円	中学校1年生以外	26,050円
小学校1年生	12,610円	4月認定の場合の年額 ※年度途中から認定の場合には月割り									
小学校1年生以外	14,780円										
中学校1年生	23,880円										
中学校1年生以外	26,050円										
新入学児童生徒学用品費	4月認定となった小学校1年生、中学校1年生	<table border="0"> <tr> <td>小学校1年生</td> <td>19,900円</td> </tr> <tr> <td>中学校1年生</td> <td>22,900円</td> </tr> </table>	小学校1年生	19,900円	中学校1年生	22,900円					
小学校1年生	19,900円										
中学校1年生	22,900円										
宿泊校外活動費	宿泊学習実施前までに認定された方	経費の一部（交通費、見学料のみ）									
通学費	小学生（夏期4km、冬期2km）、中学生（夏期6km、冬期3km）以上の通学距離で公共交通機関を利用している方 ※夏期は4～10月、冬期は11～3月	公共交通機関の利用額全額（最も経済的な経路、方法による場合の利用額で、他制度で助成される分を除きます）									
修学旅行費	修学旅行実施前までに認定された方	実費（一部対象とならない経費があります）									
体育実技用具	学校でスキー、スケート、柔道の授業がある小学校1年生、4年生、中学校1年生	小学校 スキー又はスケートの用具を現物支給 中学校 スキーの用具又は柔道衣を現物支給									
給食費	認定された方全員	給食費が無料となります									
学校病医療費	トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病の治療をされる方	学校において発行する医療券を医療機関に持参した日以降の医療費が無料となります									
日本スポーツ振興センター共済掛金	下記の申込期日までに申請された方	掛金が無料となります									

<申込方法>

援助を希望される場合は、「平成24年度就学援助申請書」をお渡しいたしますので①学校にお申し出ください。

②申請書に必要事項を記入し③証明書類を申請書（3枚複写のうち1枚目）の裏面に糊付けして、④下記の申込期日までに学校（4月から転校する場合は転校先の学校）へ提出してください。

なお、申請書に添付する証明書類は、申請理由によって異なります。詳細は申請書添付の説明書を参照してください。また、申請内容の確認（児童扶養手当受給の有無、同居人の確認など）や資料の追加提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 虚偽の申請があった場合は、支給金品を返還していただく場合があります。

<申込期日>

次の方は、2月17日（金）まで（ただし、確定申告が必要な方は、3月9日（金）まで）

- ・在籍する学校で進級する児童生徒（小学校1～5年生、中学校1、2年生）の保護者
- ・新たに小学校または中学校に入学する新1年生で、その学校に兄弟姉妹のいる児童生徒の保護者

次の方は、4月16日（月）まで

- ・新たに小学校または中学校に入学した新1年生で、その学校に兄弟姉妹のいない児童生徒の保護者
- ・4月から転校する児童生徒の保護者

※ 上記期日以降も、離婚や失業など世帯状況に変化があった場合は随時申請を受け付けております。ただし、この場合、申請日（学校へ提出した日）の属する月からの認定となり、学用品費等の支給額が月割りとなるほか、援助の種類によっては支給対象とならない場合があります。

<お問い合わせ先>

お子さまの通学する学校 に 直接お問い合わせください。